

広島県告示第千十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年十二月二日までの間、縦覧に供する。

令和三年十一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

上三永竹原線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
新	旧				
六・二〇〇 七・六〇〇	三・二〇〇 五・八〇〇				
二六八・〇〇	二六九・〇〇				
ルート変更 不用物件延長 一八五・〇〇 メートル					
竹原市仁賀町字荒神畷二六七六番一地从先から 竹原市仁賀町字曾根二六〇四番地先まで					